百七の二第一項」を「若しくは第六十七条の十八第一項」に、

第六十六条の四第二十七項第一号又は	第四十条の三の三第二十二項第一号若しくは第六十六条の四第二十七項第一号又は同法第四十条の三の三第十三項第二号若しくは第六十六条の四第二十七項第一号若しくは同法第四十条の三の三第十三項第二号若しくは第六十七条の十八第一項

を

同条第二十七項第一号	同法第四十条の三の三第十三項第二号若しくは同法第六十六条の四第二十七項第一号又は同法第四十条の三の三第十三項第二号若しくは同法第六十七条の十八第一項

に改め、同表前条第一項第三号の項中「又は第六十八条の八十八第一項」及び「若しくは第六十八条の百七の二第一項」を削り、

第六十六条の四第二十七項第三号又は	第六十六条の四第二十七項第三号又は同法第六十六条の四の三第十三項第三号若しくは同法第六十七条の十八第一項において準用する同法第六十七条の百七の二第一項

を

同条第二十七項第三号	同法第六十六条の四の三第十三項第三号又は同法第六十七条の十八第一項において準用する同法第六十七条の百七の二第一項

に改め、同表前条第二項の項を次のように改める。

前条第二項	第三十六条第一項に規定する確認	第三十七条第一項において準用する法第三十六条第一項に規定する確認

第三十一条第一項の表に次のように加える。

前条第二項第一号	法人税	所得税又は法人税
前条第二項第二号	第三十六条第一項	第三十七条第一項において準用する法第三十六条第一項
	法人税の額及び	所得税の額又は法人税の額及び

（沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第十二条　沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十三条の四」を「第六十三条の三」に改める。

第六十三条の四を削る。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第十三条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項中「第十四条の十第一項」を「第十四条の六第一項」に改め、同条第三項中「第四条の七」を「第四条の三」に改める。

第六条第一項中「又は同条第十八号の二に規定する連結利益積立金額」及び「又は連結所得の金額」を削り、「第九条第一項第一号イ」を「第九条第一号イ」に改め、「又は同令第九条の二第一項第一号イに規定する個別所得金額」を削る。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部改正）

第十四条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成二十二年政令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第四十二条の十三」の下に「、第四十二条の十四」を加え、「、第六十八条の六、第六十八条の十五の八、第六十八条の四十二、第六十八条の七十七、第六十八条の八十七から第六十八条の九十三の五まで、第六十八条の百五の二、第六十八条の百五の三、第六十八条の百九の二及び第六十八条の百十二」を「及び第六十八条の六」に改める。

第二条第二号中「第四十二条の四」の下に「（第八項第六号ロ及び第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）を除く。）」を加え、「（第五項を除く。）、第四十二条の十から第四十二条の十二の二まで、第四十二条の十二の三（第五項を除く。）、第四十二条の十二の四（第五項を除く。）、第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の五の二」を「、第四十二条の九から第四十二条の十二の五の二まで」に改め、同条第三号中「第六項まで、第十二項、第十三項、第十五項から第十七項まで、第十九項から第二十一項まで及び第二十三項から第二十五項まで」を「第五項まで、第十一項、第十二項、第十四項から第十六項まで、第十八項から第二十項まで及び第二十二項から第二十四項まで」に、「第五項まで、第九項、第十一項及び第十三項」を「第四項まで、第八項、第十項及び第十二項」に、「第七項まで、第十二項、第十四項及び第十六項」を「第六項まで、第十一項、第十三項及び第十五項」に、「第五項までを」を「第四項までを」に、「第七項まで、第十項及び第十一項」を「第六項まで、第九項及び第十項」に、「第六項まで、第九項及び第十項」を「第五項まで、第八項及び第九項」に改め、同条第四号中「第七項」を「第六項」に、「第十一項」を「第十項」に、「第十三項」を「第十二項」に改め、同条第六号中「第六十条」の下に「（第六項を除く。）」を加え、同条第七号中「第六十一条」の下に「（第五項を除く。）」を加え、同条第八号中「第五項」を「第四項」に、「第七項」を「第六項」に改め、同条第十号中「第十一項まで」を「第十項まで」に改め、同条第十一号から第二十号までを削り、同条第二十一号を同条第十一号とする。